

## 介護サービスの適正利用について

### ～杵築市からのお願い～

介護保険サービス事業所は、利用者やそのご家族等と信頼関係を築きながら、安心安全なサービスを継続して提供し続けるために、介護技術の向上など、サービスの質の向上に努めています。

しかし、近年、介護現場では、利用者やご家族等による介護職員への身体的暴力や精神的暴力、セクシャルハラスメントなどが少なからず発生していることが全国的にも問題になっています。

ハラスメントは介護職員への影響だけでなく、利用者自身の継続的で円滑なサービス利用の支障にもなり得ますので、サービスの適正利用についてご理解ご協力をお願いします。

**次のような行為があれば、ハラスメントに該当し、  
サービスの提供ができなくなる場合もあります。**

杵築市 医療介護連携課 介護保険係

☎ 0977-75-2404 FAX 0977-75-1911

## 身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為。  
また、その恐れのある行為。

- 例：○物を投げつける  
○手をはらいのける  
○たたく、蹴る、つねる、ひっかく  
○唾を吐く



## 精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つける行為。また、その恐れのある行為。

- 例：○大声を発する、怒鳴る  
○理不尽なサービスを要求する  
○威圧的な態度で接する  
○批判的な言動をする



## セクシャルハラスメント

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為。

- 例：○必要もなく身体を触る  
○ひわいな言動を繰り返す  
○性的な話をする  
○ヌード写真を見せる

